

令和2年第10回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年9月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時40分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	主幹 市川 徹 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第5	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は4番、7番にお願いします。

議 長

日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の6番、申請地の状況について説明をお願いします。

6番

22日に現地を確認しました。申請地は、県道川越日高線の女影時計台のある交差点を南に入り、霞野神社の西側の方に位置します。現地はきれいに耕作されていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、主に〇〇地内に農地を所有している方で、家族で露地野菜を栽培し、年間の農業従事日数は〇〇日以上となる農家です。申請地は、前から譲渡人より借り受けて耕作していた農地であり、この度、譲渡人が譲渡しても良いとの話があったため、申請に至っています。取得後の作付け計画は、ねぎ、じゃがいも、ブロッコリーなどの露地野菜としています。

議 長

只今、6番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件について、はじめに5番、申請地の状況について説明をお願いします。

5番

24日に現地を確認してきました。申請地は、大谷沢地内にある〇〇〇〇という会社の北側に位置します。現地は、草がなく管理がされており、トラクターが置いてありました。

議 長

続いて、4番、申請地の状況について説明をお願いします。

4番

20日に現地を確認してきました。申請地は、高富の交差点から西に150m程進んだ先で、〇〇〇〇という会社の西側に位置します。現地は、2m程の草が生えている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、〇〇市在住の農業者で、年間農業従事日数は〇〇日となり、お茶と露地野菜を栽培しています。譲受人の兄が〇〇市で茶業を営んでおり、

親族で耕作をしています。譲受人の所有農地は、〇〇㎡しかありませんが、兄が所有する日高市内の約〇〇㎡の農地を譲受人が耕作しています。また、農地法上の規定に耕作の事業に従事する二親等以内の親族に該当するため、農地の取得要件に該当します。取得後の作付け計画では、とうもろこし、ライ麦を作付けするとしています。参考に、兄が耕作の事業に利用している農地面積は、〇〇㎡となっています。

議長

只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程第3議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11番

20日に現地を確認してきました。申請地は、県道飯能寄居線バイパスの高麗川駅入口の信号から北に200m程進み、〇〇〇〇という会社の南側に位置します。現地は、耕耘してあり、草が少し生えている状態でした。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和元年8月に除外認可を受けています。

譲受人は、〇〇市に本社を置く、運送業を営む事業者です。運送事業内容としては、〇〇市で食品系、〇〇市と日高市では、自動車部品等（〇〇系）の運搬をしています。

日高市では、〇〇〇〇で製作された部品等を運搬しており、〇〇〇〇内の建物の一部を借用し、日高営業所を設置しています。

現在、運搬車両は〇〇の車庫に駐車していますが、日高市内に待機場所及び駐車場を設置することで、運転手の負担軽減と部品等の積み込みが容易に行えることで業務効率を向上させることを目的として、今回の申請に至っています。

議長

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

3番

只今、11番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

運搬車両の大きさは、どの程度ですか。また、出入りする道路が狭く感じますが、通行できるのですか。

事務局

運搬車両は10t以上の車両となり、駐車台数は8台から10台としています。また、車両の通行については、既存の道路4m分とある〇〇〇〇の敷地を合わせて通行するため、問題ないと聞いています。

議長
委員

他に質疑がありましたらお願いします。
ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長
事務局
議長
7番

事務局より2番の朗読をお願いします。
〈議案朗読〉

本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

23日に現地を確認してきました。申請地は、かわせみ街道沿いの〇〇〇〇の東側で、かわせみ街道から北に入った先に位置します。現地は、耕耘しており、草が少し生えている状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年7月に除外認可を受けています。

譲受人は現在、妻の実家にて生活をしていますが、実家では合計〇人で生活していることもあり、生活スペースに手狭となっている状況です。そこで、自分たちの住宅を建築することを計画し、このことを親に相談したところ、当該申請地を住宅用地とすることになりました。土地の選定については、実家が近いことや親の面倒が見れることを理由としています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議長

す。
只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長
事務局
議長
12番
議長

事務局より3番の朗読をお願いします。
〈議案朗読〉

本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は、県道川越日高線沿いの〇〇〇〇という会社の東側に位置します。現地は、草が40cm程度生えていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年7月に除外認可を受けています。

譲受人は現在、実家にて生活していますが、譲受人の兄にあたる長男家族が実家に戻ってくることをきっかけに、自己用の住宅を建築する計画をしました。

実家を離れる理由として、生活スペースがなくなってしまうこと、また、譲受人は病気を患っていることから、長男家族に迷惑をかけたくないということを経由としています。なお、土地の選定については、親の所有する土地で、当該申請地以外で選定できる土地がないことが選定理由となります。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われます。

議長

只今、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

3番

残地となる農地は、どう活用されていく予定ですか。

事務局

農地は親が利用すると思われます。

3番

残地となる農地が利用しやすく残るよう、分筆の仕方について、検討していただけたらと思います。

事務局

現在、農地を転用する際には、分筆の仕方についても検討しています。今後も十分に検討されるよう対応していきます。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

事務局より4番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。

4番

21日に現地を確認してきました。申請地は、圏央道と南小畔川に挟まれた場所で、現地は、草が2m程度生えていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は農地改良ですが、農地改良は通常、所有者が自己にて耕作を行う目的で実施するものです。しかし、当該申請については、現在、埼玉県農業大学校に通う人材が、来年4月から明日の農業担い手育成塾に入塾し、塾生期間中に利用する研修地とすることを目的としています。この人材が〇〇市に住所を置いている関係から、〇〇市の農地を探しましたが、なかなか見つからず、〇〇市に近い日高市の下大谷沢と大谷沢地区で探したいとの話が市に寄せられました。そのような中、当該譲渡人において遊休化している当該申請地を是正したいとの相談が農業委員会に寄せられ、研修地と是正との

	<p>話がマッチングし、今回の申請となったものです。譲渡人からは、農地がきれいになることに加え、農地を利用してもらえることで都合が良いと思っており、ぜひ、新規就農者へ協力したいとの意向でした。</p> <p>農地改良完了後は、塾生の研修地とする利用権設定の申請が来年3月に出てくる予定です。なお、研修地として利用していく計画では、露地野菜を作付けすることとなっています。</p>
議 長	<p>只今、4番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
8 番	<p>盛土する高さは、どの程度ですか。</p>
事 務 局	<p>河川沿いの道路から30cmとしており、奥側では60cmとなるなど現状の高さによって変動します。</p>
3 番	<p>この付近では、耕作をしているのですか。</p>
事 務 局	<p>地番〇〇番のみ、水稻をしています。</p>
4 番	<p>研修地の後も利用が続けられて、経営地を拡大していってもらえれば、遊休農地も減少していくと思っています。</p>
3 番	<p>農地改良の資金は、誰が負担するのですか。</p>
事 務 局	<p>譲渡人が負担します。</p>
議 長	<p>他に質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
議 長	<p>事務局より5番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局	<p>〈議案朗読〉</p>
議 長	<p>本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
13 番	<p>申請地は、日高高校の西側に位置します。現地は、草が刈られている状態でした。</p>
議 長	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>当該申請については、本年3月に農地の一時転用許可を取得し、4月から埋蔵文化財の試掘調査を実施した結果、埋蔵物が発見されたため、本発掘調査を行うため、再度、一時転用の申請に至ったものです。</p> <p>当該申請地は、今後、市街化編入され、区画整理される区域であるため、当該事業の進捗を考慮することも目的としています。</p>
議 長	<p>只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
12 番	<p>当該申請地に隣接している住宅地では、住宅建築の際に文化財調査をされたのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>おそらく、包蔵地ではないため、調査は実施していないと思われます。</p>

議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

日程第4 議案第31号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第4議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局
議 長
4番

〈議案朗読〉

本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。

21日に現地を確認してきました。申請地は、高富の交差点から北へ100m程進んだ先にある鉄塔の脇に位置します。現地は、草が60cm程生えていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、平成〇年度から農業生産法人として従業員15名で営農しており、東京都〇〇市では、柿を栽培し販売しています。今回、申請地に近接している社会福祉法人の作業所での就労支援事業を共同で行う計画があり、申請地で栽培する枝豆を使用した製品を製作する計画となっています。なお、〇〇市内の障がい者施設との共同事業の実績があるとのこと。今後も農地所有適格法人としての農業実績づくりと福祉活動にも協力していきたいとのこと。

議 長

只今、4番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。

議 長

日程第5 専決処分の報告について

日程第5専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

